

## 奈良県告示第五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により、次のとおり明日香村阪合土地区画整理事業の施行を認可した。

平成二十九年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 土地区画整理事業の名称  
明日香村阪合土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び名称  
東京都中央区日本橋一丁目五番三号  
株式会社URリンケージ
- 三 事務所の所在地  
大阪市中央区城見一丁目二番二七号
- 四 施行地区  
高市郡明日香村大字檜前の一部
- 五 事業施行期間  
平成二十九年四月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 六 施行認可の年月日  
平成二十九年四月二十五日
- 七 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 八 公告の方法  
事務所及び明日香村役場に掲示する。